

# 「眼科医療政策推進議員連盟」設立総会 次第

平成27年3月5日(木) 15時～16時

衆議院第一議員会館多目的ホール

司会：井上 信治 衆議院議員

○ 開 会

○ 挨 拶

田村 憲久 発起人代表、前厚生労働大臣  
高野 繁 公益社団法人 日本眼科医会会長  
石橋 達朗 公益財団法人 日本眼科学会理事長

○ 他のご出席者の紹介

○ 議 題

1. 規約(案)について
2. 役員人事(案)について
3. 各団体を代表して日本眼科医会より説明・要望聴取  
高野 繁 日本眼科医会会長
4. 厚生労働省より説明  
新村 和哉 健康局長
5. その他

○ 閉 会

## 【ご出席者】

公益社団法人 日本眼科医会

会長	高野 繁 様	副会長	白井 正一郎 様
副会長	福下 公子 様	常任理事	白根 雅子 様
常任理事	神鳥 高世 様	常任理事	福田 敏雅 様
顧問	三宅 謙作 様	事務局	細田 信一 様
事務局	高須賀 重信 様		

公益財団法人 日本眼科学会

理事長 石橋 達朗 様

公益社団法人 日本視能訓練士協会

会長	臼井 千恵 様	常務理事	半田 知也 様
常務理事	大沼 学 様		

一般社団法人 日本眼科医療機器協会

会長	瀧本 次友 様	副会長	小澤 素生 様
常任理事	山村 義昭 様	事務局長	本名 秀任 様
事務局	松本 吉弘 様		

眼科用剤協会

副会長	園山 勉 様	運営委員長	青山 晴人 様
事務局	大田 雅宏 様		

一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会

会長	田中 英成 様	会長補佐	山田 義治 様
事務局長	松見 明 様		

## 【厚生労働省】

健康局 局長 新村 和哉 様

がん対策・健康増進課 課長補佐 高山 啓 様

社会援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課 推進官 江浪 武志 様

保険局 医療介護連携政策課 課長 渡辺 由美子 様

労働基準局 安全衛生部労働衛生課 主任中央労働衛生専門官 毛利 正 様

## 眼科医療政策推進議員連盟設立趣意書

現在、我が国においては、世界に類を見ない少子高齢化が進行しています。今後、平均寿命の延伸だけでなく、健康寿命を延ばすことが、個人の生活の質（QOL）を高める観点からも、社会的負担を軽減する観点からも大変重要です。

人間は情報の 8 割を視覚から得ていると言われており、視覚障害は日常生活機能や QOL の著しい低下に繋がります。また、視覚障害を持つ方をケアする家族の負担も甚大です。現在、我が国の視覚障害者は 164 万人に上ると推定され、大きな問題となっています。健康寿命を延ばすためには、目の難病に対する有効な治療法の開発や、公的な眼科検診プログラムの全国的な実施、的確な情報の提供等による保険・医療・福祉分野の体制整備等が必須です。眼科領域で苦しめられている多くの国民の切実な声に応え、また、高齢者を含む全ての国民が明るく元気な国民生活を営めるようにするために、眼科医療の一層の強化・充実を図らなくてはなりません。

上記のような状況の下、自由民主党所属国会議員が、我が国の眼科医療を支える公益社団法人日本眼科医会、公益財団法人日本眼科学会、公益社団法人日本視能訓練士協会等とさらなる連携を図りつつ、目の健康・福祉の向上により国民の健康寿命の延伸を図り、もって国民の幸せに寄与することを目的に「眼科医療政策推進議員連盟」を設立することといたしました。

何卒趣旨をご理解いただき、当議員連盟にご入会いただきますよう、お願い申し上げます。

平成 27 年 2 月吉日

発起人 田村 憲久  
丹羽 雄哉 尾辻 秀久  
河村 建夫 鴨下 一郎  
林 芳正 武見 敬三  
井上 信治 赤澤 亮正  
福岡 資麿 丸川珠代  
高鳥 修一 赤枝 恒雄  
今枝 宗一郎 羽生田 たかし

## 眼科医療政策推進議員連盟規約（案）

### （名称）

第1条 本議員連盟は「眼科医療政策推進議員連盟」と称する。

### （目的）

第2条 本議員連盟は、公益社団法人日本眼科医会、公益財団法人日本眼科学会、公益社団法人日本視能訓練士協会などとの連携を図りつつ、眼科医療の充実と発展を推進し、もって国民の健康と福祉を増進することを目的とする。

### （活動）

第3条 本議員連盟は、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

### （会員）

第4条 本議員連盟は、第2条の目的に賛同する、自由民主党の国会議員をもって構成する。

### （役員）

第5条 本議員連盟は、会長、幹事長、事務局長を置く。また、その他必要な役職を置くことができる。

### （役員を選出）

第6条 役員は、総会において選出する。

### （会の開催）

第7条 本議員連盟は、必要に応じ、総会及び役員会を開くことができる。総会及び役員会は、会長が招集する。

### （会費）

第8条 本議員連盟の経費は、会費をもってこれに充てる。会費は月額二百円とし、議員歳費より徴収する。

### （事務局）

第9条 本議員連盟の事務局は、事務局長の事務室に置く。

### （その他）

第10条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

## 附則

この規約は平成27年2月26日から施行する。

## 眼科医療政策推進議員連盟 役員（案）

顧問 丹羽雄哉、尾辻秀久、河村建夫、  
鴨下一郎、林芳正、塩谷立、武見敬三

会長 田村憲久

幹事長 金子恭之

幹事 赤澤亮正、高鳥修一、羽生田たかし  
丸川珠代

事務局長 井上信治

事務局次長 福岡資麿、赤枝恒雄、今枝宗一郎